

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則(第19条—<u>第22条</u>)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は、<u>前条の報告</u> <u>を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは地方公務員災害補償公務災害補償通知書、通勤により生じたものであると認定したときは地方公務員災害補償通勤災害補償通知書により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</u> <u>(加える)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則(第19条—<u>第23条</u>)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は、<u>前条の規定による報告</u>を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは地方公務員災害補償公務災害補償通知書、通勤により生じたものであると認定したときは地方公務員災害補償通勤災害補償通知書により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</p> <p><u>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>実施機関の長の職氏名</u></p> <p>(2) <u>被災職員の氏名</u></p> <p>(3) <u>傷病名</u></p> <p>(4) <u>災害発生日</u></p>

～略～
(加える)

第21条 (略)

第22条 (略)

～略～

(5) 公務上の災害又は通勤による災害
でないと認定した理由

～略～

(審査の申立ての教示)

第21条 実施機関は、条例又は本規則に基
づく補償に関する通知をするときは、第
18条に定めるところにより審査の申立
てをすることができる旨を教示するも
のとする。

第22条 (略)

第23条 (略)

～略～

附 則

この規則は、平成31年3月28日から施行
する。